



安全管理者能力向上教育 (定期・随時)

主催 旭川地方労働基準協会

労働安全衛生法第19条の2では、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者に対し概ね5年ごとに能力向上教育(再教育)を行うよう定められております。(努力義務)

つきましては「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」(最終改正：平成18年3月31日能力向上教育指針公示第5号)で示されているカリキュラムに基づき教育を開催いたしますので、この機会に受講下さいますようご案内申し上げます。

都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので予めご了承下さい。

安全管理者の選任を要する事業場は...

常時労働者が50人以上の下記の業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

新たに安全管理者を選任するには...

実務経験と「安全管理者選任時研修」を受講することが必要です。
(平成18年10月労働安全衛生規則改正)

衛生管理者の能力向上教育(再教育)は、R7.1.29～30に開催します

1. 対象者 安全管理者、安全衛生推進者、安全担当者、現場の管理者、監督者等
2. 日時 **令和7年1月28日(火)** 9:00～17:40
3. 会場 旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室(旭川市6条通4丁目)
4. 講習料
会 員 14,410円 消費税10%含
(内訳：受講料12,100円、テキスト代2,310円)
会 員 外 16,610円 消費税10%含
(内訳：受講料14,300円、テキスト代2,310円)
申込書の受講料納入方法の欄に 印を記入して下さい。
(振込希望の場合は、請求書を発行いたします)
5. 申込方法 **11/28～1/14の期間内に**、申込書をFAX等で提出して下さい。
ただし、**定員30名**に達し次第しめきります。
6. 修了証 教育終了後、事業所に実施証明書と、受講者に修了証を交付いたします。



7. 講習内容

科目	範囲	時間
1. 最近における安全管理上の問題とその対策	(1)労働災害の現況 (2)技術の進歩に伴う問題とその対策 (3)就業形態等の変化に伴う問題とその対策	1.5
2. 最近における安全管理手法の知識	(1)事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む） (2)教育及び指導の手法 (3)その他最新の安全管理手法	3.0
3. 災害事例及び関係法令	(1)災害事例とその防止対策 (2)労働安全衛生法令	2.5
合計		7.0

8. その他

欠席の場合、講習日の前日までに申し出がない時は、返金できませんので、ご了承ください。

申込・問合せ先

旭川地方労働基準協会（インボイス発行事業者）
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

当協会のホームページから、案内・申込書をダウンロードすることができます。



R7.1.28

安全管理者能力向上教育申込書

印の欄は記入しないで下さい

事業場名				労働者数	人
所在地	〒			業種	
(ふりがな) 担当者氏名	()	電話	()		
		FAX	()		
受講者氏名	ふりがな	性別	生年月日	役職名	
会員 (コト`69)	講習料	14,410円	×	名	円
会員外 (コト`70)	講習料	16,610円	×	名	円

受講料納入方法(印表示) 振込 ・ 現金書留送付 ・ 協会窓口へ持参

(いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います)

申込先 旭川地方労働基準協会 (Tel 0166-22-8621 Fax 0166-22-8687)